

令和元年6月定例会 県土都市整備委員会の概要

日 時 令和元年7月1日(月) 開会 午前10時 1分
閉会 午前11時52分

場 所 第9委員会室

出席委員 永瀬秀樹委員長

権守幸男副委員長

松井弘委員、白土幸仁委員、中野英幸委員、高橋政雄委員、本木茂委員、
鈴木正人委員、山本正乃委員、深谷顕史委員、中川浩委員、高橋稔裕委員

欠席委員 なし

説明者 [県土整備部関係]

中村一之県土整備部長、村田暁俊県土整備部副部長、
北田健夫県土整備部副部長、清水匠県土整備政策課長、
鳴海太郎県土整備政策課政策幹、新井哲也建設管理課長
石川護用地課長、吉澤隆道路街路課長、落合誠道路環境課長、
林雄一郎参事兼河川砂防課長、海老原正明水辺再生課長

西村実収用委員会事務局長

[都市整備部及び下水道局関係]

和栗肇都市整備部長、柳田英樹都市整備部副部長、
柳沢孝之都市整備部副部長、磯田忠夫都市整備政策課長、
山科昭宏都市計画課長、長嶺俊広市街地整備課長、
細田隆田園都市づくり課長、伊田恒弘公園スタジアム課長、
知久裕之建築安全課長、関根昌己住宅課長、渡邊一彦営繕課副課長、
岡安裕之設備課長

砂川裕紀下水道事業管理者、福島英雄下水道局長、
西岡利浩下水道管理課長、若公崇敏参事兼下水道事業課長

会議に付した事件並びに審査結果

1 議案

議案番号	件 名	結 果
第80号	埼玉県道路公社の狭山環状有料道路等の料金の変更の同意について	原案可決
第81号	山梨県道路公社の雁坂トンネル有料道路の料金の変更の同意について	原案可決

2 請願

なし

所管事務調査(都市整備部関係)

ICT活用工事の実施状況と今後の展開について

報告事項（都市整備部及び下水道局関係）

- 1 指定管理者等に係る平成30年度事業報告書及び令和元年度事業計画書について
- 2 令和元年度における指定管理者の選定について
- 3 包括的民間委託に係る平成30年度事業実績及び令和元年度事業計画の概要について

【付託議案に対する質疑（県土整備部関係）】

松井委員

消費増税に伴う料金変更を実施しなかった場合、影響はどの程度あるのか。

県土整備政策課政策幹

埼玉県道路公社が管理する3路線の平成30年度の料金収入実績に基づいて、試算すると、減収額として3,000万円程度の影響が出るものと想定される。

松井委員

増税分を県が負担することにより、通行料を据え置くことはできないのか。

県土整備政策課政策幹

有料道路事業は、受益者の負担により、建設費用を返済する事業であり、増税分についても受益者に負担してもらうことが原則であると考えている。

深谷委員

E T Cの導入について、導入コスト、ランニングコストがかさむとのことから難しいと認識しているが、今後もその方針に変わりはないのか。

県土整備政策課政策幹

イニシャルコストやランニングコストがかかり、埼玉県道路公社の経営状況を勘案すると、導入は難しいと判断している。ただし、国のE T C 2.0などの施策により、コストが下がることが見込まれるため、必要に応じて導入を検討していきたい。

深谷委員

電子マネー決済を導入することについては、どのように考えているのか。

県土整備政策課政策幹

埼玉県道路公社が管理する新見沼大橋有料道路でS u i c aやP A S M Oなどの電子マネー決済を導入している。交通量の3%から4%で電子マネー決済が利用されている。

本木委員

狭山環状有料道路は車種区分が大型車、となっている一方で、その他の有料道路では、大型車、特大車となっていることの違いは何か。

県土整備政策課政策幹

新規事業の許可時における国の考え方に基づき車種区分を決定している。そのため、路線により車種区分が異なっている。

本木委員

運転免許の区分が変更されているように、時代の変化に合わせて車種区分を変更するこ

とは必要なのではないか。

県土整備政策課政策幹

首都高が平成28年に車種区分を変更した実例はあるが、埼玉県道路公社では、当初事業許可の車種区分により償還計画を立て、事業許可を受けている。今後、車種区分変更の必要性が生じれば検討する。

高橋（政）委員

新見沼大橋有料道路がさいたま市に移管されたのはいつか。

県土整備政策課政策幹

さいたま市が政令市になったことに伴い、平成15年に道路管理を移管している。

高橋（政）委員

道路管理者が市であるならば、県は新見沼大橋有料道路に対して関与はしないのか。

県土整備政策課政策幹

道路管理者はさいたま市であるが、埼玉県は埼玉県道路公社の設立団体であるため、道路公社への監理監督を行う立場であり、新見沼大橋有料道路の経営実態について適切な指導を行っていく。

【付託議案に対する討論】

中川委員

狭山環状有料道路は、周辺道路の渋滞を招いているため、早期の無料化を求める声が上がっている。また、消費税の増税には反対であり、増税分は、事業者努力により料金変更しないことが可能と考えることから、本議案には反対である。

【所管事務に関する質問（ICT活用工事の実施状況と今後の展開について）】

白土委員

- 1 今後、建設労働者の減少が見込まれる中で、公共インフラの品質確保を図っていくためには、建設現場における生産性の向上に取り組んでいく必要がある。生産性の向上の解決策の一つとして建設現場におけるICT技術の活用が考えられるが、どのように取り組んでいるのか伺う。
- 2 ICT活用工事の試行に取り組んでいるが、実施状況について伺う。
- 3 本県では、アイ・コンストラクション大賞を受賞した企業があるが、県内中小企業においても、ICT活用工事は実施可能であるのか。
- 4 生産性向上のためには、ICT活用工事が有効であり、実施数や工種の拡大を図るべきと考えるが、見解を伺う。
- 5 2月4日の埼玉建設新聞の記事では、平成30年度に発注者指定型や受注者希望型で58件のICT活用工事を発注したが、受注者希望型で工事を実施した企業は途中経過で13件という状況であった。平成30年度の最終的な実施状況を伺う。また、施工者がICT活用工事を希望しやすくするためにも、工事入札において加点することが必要ではないか。

建設管理課長

- 1 平成29年3月にICT活用工事試行要領を定め、土工量1,000立方メートル以上の工事を対象に、ICTの活用を検討することとしている。ICT活用工事とは、ドローン等の測量で取得した位置情報や高さ情報などにより3次元の設計データを作成し、建設機械の自動制御等により、高度な施工ができる技術である。技能労働者の確保が困難な中、生産性の向上に有効な技術であるため、今後、積極的に展開していきたい。
- 2 ICT活用工事の発注方式は、ICTの活用を契約条件とする発注者指定型と、受注者が選択できる受注者希望型の2種類ある。県は、これまでに、ICT活用工事の対象工事を88件発注し、33件で実際にICT活用工事を実施している。
- 3 中小企業でもICT活用工事を、実施可能である。その理由として、大手企業でもICT建設機械を重機メーカーなどからリースすることが多く、中小企業もリースできることが挙げられる。さらに、重機メーカーがICT建設機械の使用方法について、丁寧に取扱説明を行っているため、どの建設業者でも施工することが可能である。一方、県発注工事は施工規模が小さく、建設業界からは、現在の国に準拠した県のICT施工の積算基準では、施工規模により実際の費用に見合わない場合もあると聞く。そこで、中小企業がICT施工を実施しやすくするため、土工量5,000立方メートル未満の小規模土工に対応した積算基準の新設を予定している。
- 4 県内建設企業の多くは、ICT活用工事の経験がない状況である。まずは、県内建設企業がICT建機による3次元施工という新しい施工方法を習得することが重要であるため、今年度も、引き続き道路や河川工事に取り組んでいく。さらに、平成31年3月にICT舗装工の試行要領を定め、路盤工面積延べ3,000平方メートル以上の工事はICT舗装工の実施を検討することとした。今年度からは、国がICT地盤改良工、法面工などを導入している。対象工事の有無など必要性を確認した上で、県もICT地盤改良工等を来年度から導入したいと考えている。
- 5 平成30年度は、発注者指定型と受注者希望型を合わせて59件のICT活用工事を発注し、そのうち21件を実施した。また、入札時に加点することについては、現状ではICT活用工事の県内の実施件数が少ないことに加え、総合評価方式で評価するべきは、事業者の創意工夫であるが、現状ではICT活用工事を実施するかどうかの判定となるため、加点することは考えていない。

白土委員

受注者希望型でICT活用工事を希望する企業は、半分に満たない状況である。ICT活用工事の普及のためには、研修や現場見学会の実施も効果的と考えるが、実施状況について伺う。また、ICT活用工事に取り組むことが、受注者のメリットとなるよう、工事において加点することも必要ではないか。

建設管理課長

現場見学会の実施についてであるが、ICT活用工事を実施する受注者に対して実施を働き掛けている。これまでに、33件のICT活用工事を実施しているが、合計9件で現場見学会を実施した。その年度別の内訳は、平成30年度は4件、平成29年度は4件、平成28年度は1件である。また、これまでに試行した33件のICT活用工事を分析した結果、土工量5,000立方メートル以上の受注者希望型の工事では、半数の受注者がICT施工を希望していることが分かった。このため、平成31年度からは、土工量5,

000立方メートル以上の工事について、発注者指定型の発注を検討するなど、発注者指定型の工事を拡大していく。

ICT活用工事についての加点であるが、工事成績評定でICT施工を実施したこと自体を評価はしていないが、ICT施工を行ったことにより精度が向上するなど、工事成績は高くなる傾向である。平成30年度の実績では、県土整備部全体の工事成績の平均点が80.5点であるのに対し、ICT活用工事の工事成績の平均点が84.0点と高いものとなっている。